

### 独立行政法人の個別法に基づく有識者等から構成される内部組織について

- 独立行政法人通則法及び個別法において、独立行政法人の役員会・理事会等に関する定めはおかれていないが、一部の独立行政法人において、個別法に基づいて、複数の学識経験者等から構成される「運営委員会」・「評議員会」等の内部組織を設置する例がみられる（表1）。
- これらの内部組織は、いずれも「運営に関する重要事項」「業務方法書の作成又は変更」等、法人の業務運営にあたり重要な事項を所掌することが、個別法において明記されており、国民生活センターに関して、外部有識者による運営チェック体制の強化を検討するにあたって、参考となる。
- なお、一部の独立行政法人においては、これらの内部組織を構成する有識者の要件や、主務大臣による法人の長の任命にあたり有識者の意見を聴くことを要件とすることについて、その個別法で一定の定めをおいている例もみられる（表2・3）。

【表1】個別法に基づき、有識者から構成される内部組織を設置しているものの例

法人名称	内部組織の名称	内部組織の構成員数	内部組織の構成員の任命権者	内部組織の権限等
北方領土問題対策協会	評議員会	評議員 15名以内	理事長（要大臣認可）	・理事長の諮問に応じた、協会の業務運営に関する重要事項の調査審議、及び当該事項についての理事長への意見具申
沖縄科学技術研究基盤整備機構	運営委員会	委員 15名以内	大臣	・業務方法書の作成又は変更、及び、中期計画の作成又は変更に関する審議 ・理事長任命に関する大臣への意見具申 ・機構の業務実施状況の監視 ・理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は大学院大学の在り方その他必要と認める事項について理事長に建議
平和祈念事業特別基金	運営委員会	委員 9名以内	理事長（要大臣認可）	・運営に関する重要事項の審議
日本学術振興会	評議員会	評議員 15名以内	理事長（要大臣認可）	・理事長の諮問に応じた、振興会の業務運営に関する重要事項の審議 ・業務運営についての理事長に対する意見具申
日本芸術文化振興会	評議員会	評議員 20名以内	理事長（要大臣認可）	・理事長の諮問に応じた、振興会の業務運営に関する重要事項の審議
大学評価・学位授与機構	評議員会	評議員 20名以内	機構長	・機構長の諮問に応じた、機構の業務運営に関する重要事項の審議 ・機構長任命に関する大臣への意見具申 ・機構の業務運営についての機構長に対する意見具申
勤労者退職金共済機構	運営委員会	委員 20名以内	大臣	・特定業種退職金共済規程の変更、業務方法書の変更、中期計画及び年度計画に関する審議 ・特定業種に係る機構の業務運営に関する、理事長の諮問に応じた重要事項について意見具申、又は、必要と認める事項についての理事長への建議
年金積立金管理運用	運用委員会	委員 11名以内	大臣	・業務方法書の作成又は変更、及び、中期計画の作成又は変更に関する審議 ・年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況の監視 ・管理運用業務に関する、理事長の諮問に応じた重要事項についての意見具申、又は、必要と認める事項についての理事長への建議

【表2】上記の内部組織の構成員の要件を個別法で明記しているものの例

法人名称	内部組織の構成員の要件
北方領土問題対策協会	協会の業務に関し学識経験を有する者及び北方地域旧漁業権者等のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命
沖縄科学技術研究基盤整備機構	科学技術に関して優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命
日本学術振興会	振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて理事長が任命
大学評価・学位授与機構	大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、機構長が任命
勤労者退職金共済機構	特定業種退職金共済契約の共済契約者及び機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命
年金積立金管理運用	経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命

【表3】主務大臣による法人の長の任命にあたり、個別法において、有識者等の意見を聴くこと等を要件としているものの例

法人名称	法人の長の任命にあたって個別法で定められた要件
沖縄科学技術研究基盤整備機構	内閣総理大臣は、理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、運営委員会の意見を聴かなければならない。
大学入試センター	文部科学大臣は、理事長を任命しようとするときは、大学教育に関し学識経験を有する者等の意見を聴くものとする。
宇宙航空研究開発機構	文部科学大臣は、理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の同意を得なければならない。
大学評価・学位授与機構	文部科学大臣は、機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
国立大学財務・経営センター	文部科学大臣は、理事長を任命しようとするときは、国立大学等に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を聴くものとする。
日本原子力研究開発機構	文部科学大臣は、理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。